

(福岡市内の建物において,) 消防用設備等の点検の際に, 取り替え・補充により新しく消火器を設置した場合の点検結果報告書等の届出要領が, 次のように変わりました。

① 一部の消火器を取り換え, または, 補充した場合

原則として, 設置届出が必要となりますが, 消火器具点検票の措置内容欄に取り換えた旨を記載することで, 設置届出は省略できます。

② 全ての消火器を取り換え, または, 補充した場合

設置届出を提出してください。

なお, この場合は設置場所に大幅な変更がなければ『消火器の配置図』を添付する必要はありません。

<注意>

福岡市外の建物については, それぞれの管轄消防本部・署にお問い合わせください。